

学校給食における 食物アレルギー等対応マニュアル(改訂)



東かがわ市 健康づくりマスコット
げんきくん えがおちゃん

令和4年1月

東かがわ市教育委員会

目 次

I 食物アレルギーについて	1 -
1 食物アレルギーとは	1 -
(1) 食物アレルギーの定義	1 -
(2) 食物アレルギーのタイプ	1 -
(3) 即時型食物アレルギーの仕組み（メカニズム）	1 -
(4) 食物アレルギーによる症状と頻度	2 -
2 食物アレルギーの診断	4 -
3 食物アレルギーの予防と治療	5 -
(1) 食事療法	5 -
(2) 薬物療法	5 -
(3) アナフィラキシーショックの治療	5 -
(4) 精神的ケア	5 -
4 給食以外における食物アレルギーの注意点	6 -
(1) 食物・食材を扱う授業・活動	6 -
(2) 体育・部活等の運動をともなう活動	6 -
(3) 宿泊をともなう校外活動	6 -
(4) その他の活動等における留意事項等	7 -
II 学校給食における食物アレルギー対応の基本	8 -
1 基本的な考え方	8 -
2 学校における管理	8 -
(1) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成と管理	8 -
(2) 関係機関との連携	8 -
3 対象児童等への対応	8 -
(1) 対象児童等への個別指導	8 -
(2) 周りの児童等への指導	9 -
4 食物アレルギー対応における役割	9 -
III 食物アレルギー対応給食実施基準	11 -
1 実施目的	11 -
2 実施決定基準	11 -
3 原因となる食品（厚生労働省の品目）	11 -
4 食物アレルギー対応給食の内容について	12 -
5 調理について	12 -
6 配送・回収について	13 -
7 学校での対応について	13 -
8 配食時の留意事項について	13 -
9 食物アレルギーによる緊急時の対応について	14 -
10 食物アレルギー対応給食開始までの主な流れ（卵及び牛乳・乳成分）	16 -
11 食物アレルギーによる飲用牛乳のみ中止までの主な流れ	17 -
IV 様 式 集（食物アレルギー対応給食）	18 -
V 乳糖不耐症等による飲用牛乳中止実施基準	30 -
1 実施目的	30 -
2 実施決定基準	30 -
3 乳糖不耐症等による飲用牛乳中止までの主な流れ	31 -
VI 様 式 集（乳糖不耐症等）	32 -

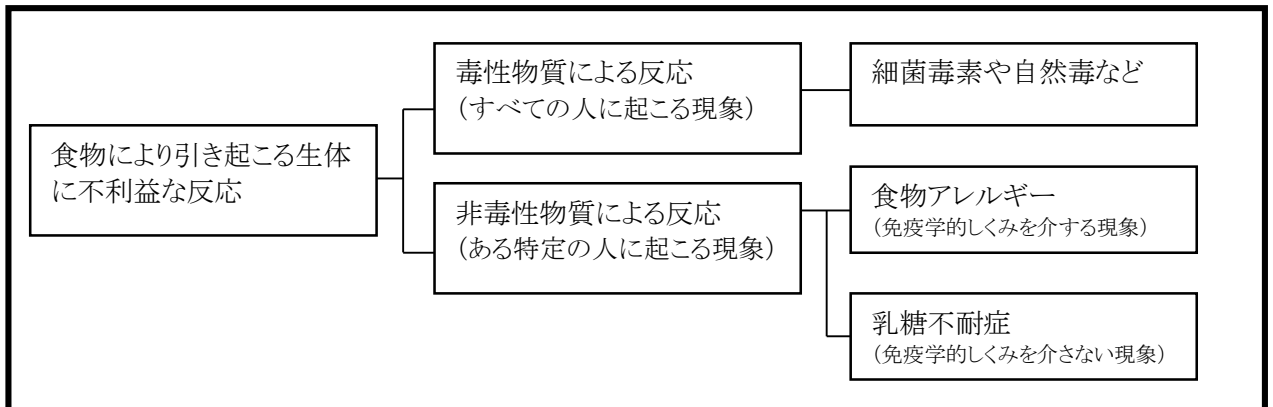
I 食物アレルギーについて

1 食物アレルギーとは

(1) 食物アレルギーの定義

食物アレルギーとは、原因となる物質(以下「アレルゲン」という。)を摂取した後に、アレルギーのしくみによって体に不利益な症状が引き起こされる現象のことである。食品に含まれる毒素による食中毒や体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす病気(乳糖不耐症)、とろろ芋で口のまわりがかゆくなる等の、食品に含まれる化学物質が原因で起こる反応(仮性アレルゲン)等は食物アレルギーと区別する。(図1)

図1 食物により引き起こる生体に不利益な反応の分類



日本学校保健会:食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小中学校編より

(2) 食物アレルギーのタイプ

食物アレルギーには、次の3つのタイプがある。

①即時型、非即時型、アナフィラキシー

食物アレルギーは、食物を摂取して2時間以内に症状が起きる「即時型」と、数時間以上経ってから起きる「非即時型(あるいは遅発型、遅延型)」の大きく2つに分けられる。食物アレルギーの多くは前者の即時型のタイプであるが、両方の反応を併せ持つ場合もある。また、即時型のアレルギー症状が皮膚症状にとどまらず、呼吸器や消化器等複数の臓器に強い症状が急激に現れることを「アナフィラキシーショック※」と呼ぶ。

【用語解説】

※アナフィラキシー:アナフィラキシーは即時型アレルギーの症状が複数の臓器に見られる病態で、急激に全身の血管の拡張を来すとショックになり、時には死に至ることもある。

②口腔アレルギー症候群

果物や野菜・木の実に対するアレルギーに多い病型で、食後15分以内に唇、口の中、のどに、痒い・ヒリヒリする・腫れぼったい等の症状が起こる。これらの症状は、15分以内に治まることが多いが、まれに全身的な症状に進むことがある。

③食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因物質(小麦や甲殻が多い)を摂取した後、2時間以内に運動すると、じんま疹、皮膚の赤み(紅潮)、息苦しさ、アナフィラキシー等の症状が現われる。学童期後半以降から成人に見られることが多い。

(3) 即時型食物アレルギーの仕組み(メカニズム)

体の中にウイルスや細菌が入り込むと、人はそれを体から追い出して自分を守ろうとす

る。これが免疫といい、体を守るはずのこの免疫の働きが過敏すぎると、体に害を及ぼさない食物にまで反応して、様々な症状を引き起こすことがある。例えば、卵アレルギーの人は、卵を食べると皮膚に湿疹やじんま疹が出たり、咳や腹痛が起きたりする。これをアレルギー反応といい、アレルギーに対して体の中で作られる IgE抗体※によって起こる。(図2)

図2 食物アレルギーの仕組み



日本学校保健会：食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編より

【用語解説】

※IgE抗体：(免疫グロブリン E) 抗体の五種類の一つで、アレルギー反応に関係する抗体である。本来のIgEの働きは、体を守るためであるが、過剰に働くと、アレルギーと呼ばれる異常な反応の基になってしまう

(4) 食物アレルギーによる症状と頻度

表1に示すように、食物アレルギーによる症状としては、皮膚のかゆみ、じんま疹、湿疹等の「皮膚症状」が最も多く見られる。即時型反応で急激に見られる症状は、じんま疹が中心であり、湿疹は慢性的にアレルギーを食った後に悪化することが一般的である。その他、唇やまぶたが腫れる「粘膜症状」、腹痛や嘔吐等の「消化器症状」、せき、ゼーゼーした呼吸、呼吸困難等の「呼吸器症状」も引き起こされる。これら複数の臓器症状が急激に起されれば、「アナフィラキシー」といい、さらに血圧低下や意識障害を伴う症状は、「アナフィラキシーショック※」という。また、食物アレルギーが認められる症状の頻度は、図3に示すように、皮膚症状が最も多く、呼吸器症状(表1の上気道症状と下気道症状)、粘膜症状、消化器症状がそれに続く。

このような食物アレルギー症状は、摂取したアレルギーの種類や量、調理方法、その日の体調や運動の影響によっても異なる場合があるし、過去には皮膚症状だけであった幼児児童生徒(以下「児童等」という。)であっても、突然、呼吸器症状やより強い症状を起こすこともある。また、アナフィラキシーは食物だけでなく、薬物、蜂刺され、ラテックス(天然ゴム)、ワクチン、運動等が原因で誘発されることもある。

アナフィラキシーの初期症状は、表2に示すように、じんま疹や発赤(ほっせき)等の皮膚症状を伴うが、より危険性の高い症状は、せきやぜん鳴といった呼吸器症状であり、あえぐような強い呼吸困難は危険な兆候といえる。強い腹痛、繰り返す嘔吐等は、アナフィラキシーショックに至る可能性がある。アナフィラキシーショックの症状は、誤食による誘発症状で医療機関に受診する児童等の約10%に認められ、まず冷や汗や手足の冷え、顔色不良、

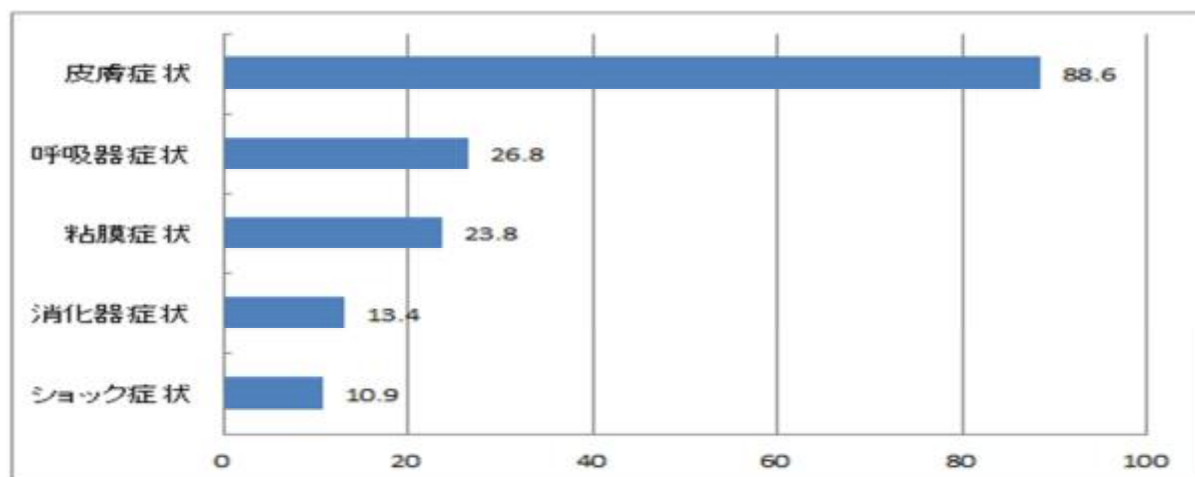
頻脈の症状が起こる。さらに意識朦朧(もうろう)、脈が触れにくく遅い、息づかいが弱いという状態になると、生命の危機が迫っていることを示す。食物による致命的なアナフィラキシーは、日本国内で年間数件発生している。

かゆみが強くて発赤が広範囲に及んでも、皮膚・粘膜以外の症状を認めなければ、命の危険性は少ないが、皮膚症状を伴わず、呼吸器・消化器症状だけが出現することもあり、これをアレルギー症状と気付くことが大切である。

表1 食物アレルギーによる症状

皮膚症状		そう痒感(かゆみ)、じんま疹、血管運動性浮腫(皮膚が赤くなる、むくみ) 発赤疹(赤い斑点が出る)、湿疹	
呼吸器症状	上気道症状	口腔粘膜や咽頭痒感、違和感(イガイガしたいつもと違う感じ) 腫脹(はれる)、咽頭喉頭浮腫(のど、のどの奥の方のむくみ)くしゃみ、鼻水、鼻閉(鼻がつまる)	
	下気道症状	咳嗽(せき)、喘鳴(ぜーぜーして息が苦しくなる)、呼吸困難	
粘膜症状		眼粘膜充血、そう痒感(かゆみ)、流涙(涙が流れ出る) 眼瞼浮腫(まぶたがむくむ)	
消化器症状		悪心(気分が悪くむかむかした感じ) 痙痛発作(おへそを中心にしておなかが痛くなる) 嘔吐、下痢、慢性の下痢による蛋白漏出・体重増加不良	
ショック症状	全身性症状	アナフィラキシー アナフィラキシーショック	頻脈(脈が早くなること) 血圧低下 活動性低下(ぐったりする) 意識障害等

図3 食物アレルギーの認められる症状の頻度



(厚生労働科学研究報告より) 一部改変

表2 アナフィラキシーの典型的症状

初期の症状	口内違和感、口唇のしびれ、局所的なじんま疹、気分不快、吐き気 軽い腹痛等
中程度の症状	全身のじんま疹、のどが詰まった感じ、胸が苦しい、繰り返す嘔吐 ぜん鳴(ぜーぜーして苦しくなる)等
強い症状	呼吸困難、冷や汗、手足の冷え、顔色不良、血圧低下、ぐったりとした様子、意識障害等

【用語解説】

※アナフィラキシーショック症状とは、呼吸困難、血圧低下、意識障害等で全身に起こる即時型のアレルギー反応を起こすことを言う。

2 食物アレルギーの診断

一般に食物アレルギーは、血液検査だけで診断することはできない。実際に起きた症状と食物アレルギー負荷試験等の専門的な検査結果を組み合わせ、医師が総合的に診断する。食物の除去が必要な児童等であっても、その多くは除去品目が数品目以内にとどまる。あまりに除去品目が多い場合は、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられる。除去品目が多いと食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養バランスが偏ることもなるので、保護者や主治医、学校医とも相談しながら、慎重に対応していく必要がある。診断の根拠については、主に次の3つが挙げられる。

① 明らかな症状の既往

過去に、アレルゲンの摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、診断根拠として高い位置付けになるが、卵、牛乳、小麦、大豆等の主なアレルゲンは年齢を経るごとに耐性化(食べられるようになる)することが知られている。実際に乳幼児早期に発症する食物アレルギーの子どものおよそ9割は就学前に耐性化するので、直近1～2年以上症状が出ない場合には「明らかな症状の既往」は診断根拠としての意味合いを失っている可能性もある。主なアレルゲンに対するアレルギーがあって、乳幼期以降に食物負荷試験等の耐性化の検証が行われていない場合は、既に食べられるようになっている可能性も十分に考えられるので、改めて主治医に相談する必要がある。ただし、上記の主なアレルゲン以外のアレルゲン(ピーナツ、そば、甲殻類、魚類等)の耐性化率はあまり高くないことが知られている。

② 食物アレルギー負荷試験陽性

食物負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかを見る試験である。この試験の結果は①に準じたものと考えられるため、診断根拠として高い位置付けになる。ただし①の場合と同様に主なアレルゲンについての1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えないため、再度食べられるかどうか検討する必要がある。また、食物負荷試験は専門医の十分な観察のもと、これまで除去していたアレルゲンを食べてみて、症状の有無を確認する。統一した負荷試験方法は現在のところないが、多くの施設では負荷総量を分割して15～30分おきに60分ほどかけて少しずつ増量していく方法がとられている。診断のときと同様に、耐性化(食べられるようになること)も血液や皮膚検査だけから判断することはできない。このため耐性化の診断にも食物負荷試験が最も信頼度が高い。

③ IgE抗体等の検査陽性

卵や牛乳等の主なアレルゲンに対するIgE抗体値がよほど高値の場合には、このことだけを根拠に診断する場合もある。しかし、一般には血液や皮膚の検査結果だけで、食物アレルギーを正しく診断することはできない。検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子どもが多いのも事実である。

一般的な食物アレルギーの場合、除去しなければならない品目数は数種類にとどまる。このため、除去品目が多く、①や②という根拠がなく、③だけが根拠の場合には、保護者を通じて主治医に除去の必要性について、再度問い合わせをする必要がある場合がある。しばらく耐性化の検証が行われていないのであれば、食物負荷試験の実施をされるよう促す。

3 食物アレルギーの予防と治療

(1) 食事療法

食物アレルギーの治療の基本は、アレルギーの原因になっている食品だけを除去することである。しかし、原因となる食品やアレルギー症状の程度は、一人一人異なっている。年齢、生活、家庭の状況等に配慮して治療方針が立てられるが、食品を除去する程度や範囲、いつまで除去するか等については、個々に異なることから、除去する食品の種類、除去の程度と方法、期間等については、医師の判断が必要である。食事療法を実施する際の具体的な方法や注意点を「表3」に示す。

自己判断で行うと、子どもの発達等に影響を与えることがあり、除去食を行う場合には、必ず代替となる食品を取り入れて栄養のバランスをとる必要がある。また、除去食を終了することについても開始することと同様に重要なため、どのような方法で、いつから解除するかについては、医師の判断が必要である。

表3 食事療法の方法と注意点

方法
1 アレルギーの原因となる食品を完全に除去する必要がある場合には、原因となる食品を完全に排除した食事をする。ごく少量の食物アレルギーでショック症状を起こす場合や、他の治療を試みても効果がなく、生活に支障を来すときなどに行う。
2 アレルギー症状が比較的軽いときなど完全に除去する必要がない場合には、加熱してアレルギーの作用を弱めたり、アレルギーの成分を分解したり除去をした低アレルギー食品を使用する。
注意点
1 自己判断せず、医師に相談しながら行う。
2 食材は新鮮なものを使う。
3 十分に加熱調理する。
4 同じ食品、同じような調理の繰り返しを避ける。
5 外食や加工食品は、原材料が分からないことがあるので、十分に気を付ける。
6 除去しなければいけない食品があるときは、必ず代替食品を使って栄養のバランスをとる。

(2) 薬物療法

食物アレルギーの治療の基本は食事療法であるが、合わせて薬物療法も行われることが多い。薬物には、症状が出ることを抑えたり軽くする目的(予防)で使われるものと、原因食品を食べて出た症状を和らげる目的(対症療法)で使われるものがある。また、薬物には、抗ヒスタミン薬を代表とする抗アレルギー薬、ステロイド薬、アドレナリン自己注射薬「エピペン®」等がある。

(3) アナフィラキシーショックの治療

食物アレルギーで諸症状が起きた場合には、医療機関でその症状に応じた治療が必要となる。特に、アナフィラキシーショックの場合には、早急な治療開始が重要であり、一刻も早く医療機関で治療を受けなければならない。食物により重篤なアナフィラキシーショック症状を起こしたことがある場合や、起こす危険性が高いと判断される場合には、「エピペン®」の使用が許可されている。「エピペン®」はアナフィラキシーショックになる前に使う自己注射薬で、緊急時に人命救助の観点から教職員等の第三者が本人に代わって使うことは、医師法違反とはみなされない。その使い方は、「エピペン®」本体に分かりやすく記載されている。

(4) 精神的ケア

除去食療法は、多くの場合、本人やその家族に多大な精神的負担やストレスをもたらすので、無理をしない範囲で行われるのが理想となる。また、成長とともに治まることが多く、本人には、その旨を知らせて希望を持たせることも重要であるとともに、定期的に医師の診察も受けるよう促す。

4 給食以外における食物アレルギーの注意点

(1) 食物・食材を扱う授業・活動

ごく少量の原因物質に「触れる」「吸い込む」ことでアレルギー症状を起こす児童等がいることから、個々の児童等に応じたきめ細かな配慮が必要である。そのため報告書に記載された医師の指示に従い保護者と十分な協議を行い、個別の対応を取るよう留意する。

① 食物の調理・喫食を伴う授業等を行う場合の配慮

・家庭科の授業やクラブ活動

家庭科の時間における調理実習や料理クラブの活動では、様々な食材を利用した調理作業や調理した料理の喫食が行われるが、こうした活動を行う場合は事前に保護者と相談し、児童等への接触や誤食が発生しないよう配慮する。

・総合的な学習の時間を活用した授業

総合的な学習の時間を活用し、地域の歴史や環境、生産物などを調査する活動を行うことがあり、特に地域の農畜産物などを調査する場合、乳製品やそば、小麦、大豆等さまざまな産物に触れることがあるため、牛乳やそばなどに対して接触を避けるように配慮する。

② 微量の摂取・喫食により発症する児童等に対する配慮

＜牛乳パックの洗浄＞

リサイクル体験において児童等が牛乳パックの解体洗浄回収作業を行う場合、作業中に牛乳が周囲に飛散する可能性があり、微量な牛乳が皮膚に接触するだけでも症状を来すおそれがあるため、症状を起こす児童等の周囲で作業が行われる場合も含めて、接触を避けるよう配慮する。

＜そば打ち体験授業＞

そば打ちは、そば粉と小麦粉をふるいにかけて練ることから始まるので、ふるいにかける時に、そば粉が宙に舞ったり練る時に皮膚に触れたりすることがある。そのため、ソバアレルギーを持つ児童等には大変危険であるため、別室を利用するなど配慮する。

＜小麦粘土を使った図工授業＞

小麦粘土で遊んだり造形をしたりする場合、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来すことがあるため、小麦アレルギーの児童等がいる場合は、粘土の原料や他の児童等が使用する粘土と接触しないよう配慮する。

(2) 体育・部活等の運動をともなう活動

アナフィラキシーの原因として「運動」は重要であることから、アナフィラキシーの既往症のある児童等について、運動がリスクとなるかどうか把握し、運動する機会が多い学校生活を安全に過ごせるよう留意する。

① 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

運動と原因食物の組み合わせにより症状が誘発されるため、運動時間が予定されている場合は、事前に原因物質の摂取を避けることが必要となる。また、症状が誘発される運動の強さも個人差があるため、事前に保護者と運動や喫食を制限する場合を相談して、決めておくなど配慮する。

② 運動誘発アナフィラキシー

運動で誘発されるアレルギー症状で、症状を起こす運動の強さなどは個人差や体調にも影響されることから、保護者と相談して日頃の家庭での制限も踏まえ、運動制限の基準を決めておくなど配慮する。また、これまで発症していなくても発症する可能性も認知する。

(3) 宿泊を伴う校外活動

宿泊を伴う校外活動は、全ての児童生徒にとって貴重な体験であることから、全ての児童生徒が参加できるよう、不測の事態を避けて緊急事態にも対応できるように留意する。

① 食事などの配慮

宿泊を伴う校外活動では、宿泊先での食事が中心となることから、事前に宿泊先と連絡

を取り、児童等の症状に合わせた配慮を依頼するとともに、枕にそば殻などが使用されている場合もあることから、寝具などについても留意する。また、保護者、宿泊先と十分情報交換を行い、可能な対応範囲を事前に確認を行うなど配慮する。児童生徒間でお菓子の交換等をしないよう事前に指導を行うように配慮する。

② 緊急時の配慮

普段の授業に比べて教職員の目が行き届きにくくなる傾向にあるため、次の事項に留意する。

- ・参加教職員全員で児童等の食物アレルギーに関する情報の共有化を図る。
- ・宿泊先における緊急時の搬送先医療機関との情報を事前に調査しておく。この場合、主治医等から紹介してもらいなど、医療機関との連携にも配慮する。主治医からの紹介状の事前準備も配慮する。
- ・「エピペン®」等救急医療薬が処方されている場合、持参薬の有無、管理方法、緊急時の対応方法を保護者・本人・主治医・学校医と話し合っておく。

(4) その他の活動等における留意事項等

- ・学校における様々な活動の中では、授業や給食以外の時間でも、食物を扱う場合があることから、食物が提供される場合には、事前に利用される食物にアレルギーを引き起こす食材が利用されていないか配慮する。

① 様々な活動における食物アレルギーへの配慮

通常の授業以外の課外活動として、季節の催しやお祭り、パーティーなどが開催され、その一環としてお菓子等の食物が提供される場合、その製造過程で様々な食材が使用され、その中にアレルギー物質が含まれる場合がある。そのため、お菓子など加工食品には食品衛生法に基づくアレルギーの原因となる特定原材料の表示義務により、アレルギー物質が表示されていることから、事前に内容を把握し、該当する児童等が誤食しないように配慮する。

Ⅱ 学校給食における食物アレルギー対応の基本

1 基本的な考え方

近年、生活環境や食生活の変化に伴い、本市をはじめ全国的に食物アレルギーを有する子どもが増加傾向にあるといわれている中で、すべての児童等に安全・安心な学校給食を提供し、食物アレルギーを有する児童等(以下「対象児童等」という。)も楽しい給食時間を過ごすことができるような対応が求められている。本市においては、市内の小学校・中学校(以下「学校」という。)と学校給食センターが一体となり、関係機関と連携のもとに、対象児童等に対して食物アレルギー対応給食の提供を実施するものである。

この食物アレルギー対応の実施に当たっては、対象児童等とその保護者が学校生活に対する不安を解消できるように、早い機会に保護者や医師等からアレルゲンやそれを含む食物を摂取した際の症状等正確な情報をしっかり収集し、実態の把握に努めるとともに、保護者との連携を密にすることによって、対象児童等の状況を確認しながら、成長に合わせて適切に対応していくこととする。また、すべての教職員および学校給食センター職員が食物アレルギーについて理解し、その発症時に対応できる体制を整えておく必要がある。更に、食物アレルギー対応の推進に当たっては、対象児童等に対して安全できめ細かな対応を行うために、学校給食センターにおいては、食物アレルギー対応食に関する専門知識を有する栄養教諭を中心に、食物アレルギー対応給食の提供を実施する。

2 学校における管理

学校における全教職員は、食物アレルギーに関して正しく理解するとともに、緊急時の対応について協力体制を整備するようにする。以下、学校において必要となる管理内容について、項目に分けて記載する。

(1) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の作成と管理

学校は、アレルギー症状の出現に備えて適切な対応をするため、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)【参考様式1号】を作成し、保護者との面談の際の資料等を参考にし、必要に応じて追加記載していく。また、アレルギー情報は、個人情報保護に十分留意し、取り扱いには配慮しつつ、所定の場所に保管し、いつでも(転校時はその都度)職員が見て対応できるように整備しておく。また、学校への引継ぎについては、3月中に送るものとする。

(2) 関係機関との連携

- ① 医師との連携 主治医や学校医とは連携を密にし、アドバイス等を受けられるようにしておく。
- ② 保護者との連携 学級担任及び養護教諭は、対象児童等の保護者と密に連絡を取り合うこと。

3 対象児童等への対応

(1) 対象児童等への個別指導

児童等の発達段階に応じて、学級担任、養護教諭、栄養教諭が共に連携を図り、生活面、保健面、栄養面に関する以下の指導を行い、自己管理能力を育成するよう努める。

① 保健指導

学級担任・養護教諭は相互に連携を図り、食物アレルギーを有する児童生徒等が学校給食を適切に摂取できるよう指導する。

② 栄養指導

除去食を行っている場合は、栄養教諭と養護教諭が連携を図りながら栄養の偏りや不足を生じないように配慮し指導する。

③ 生活指導

学級担任が養護教諭、栄養教諭等と連携を図りながら、対象児童等の食事に対する不安を取り除き、本人が精神的な負担を感じないよう、体と心の両面からの指導に努める。

④ 自己管理能力の育成

学級担任は、養護教諭と連携を図り、食物アレルギーを認識できるようにし、学校給食の献立に使用されている食品を調べた上で、食べないという選択や量を加減するといった自分の健康状況に応じた食べ方ができるよう指導に努める。

(2) 周りの児童等への指導

学級担任は、養護教諭と連携を図り、食物アレルギーという病気に対して理解させる。また、誰にでもなる可能性があること、好き嫌いや偏食ではなく、疾患の一つであること、自分にとっては何でもないものが人にとっては生命の危険につながる恐れがあるということをしっかりと認識させ、「仲間はずれ」など対象児童等が悲しい思いをしないように配慮する。

4 食物アレルギー対応における役割

学校における教職員は、管理職の指導のもと、対象児童等に対する食物アレルギー対応について共通理解を図るとともに、学校給食センター職員および保護者と連携・協力して、積極的な食物アレルギー対応に努める。さらに、学校給食で除去できない食品を原因とした食物アレルギーを有する児童等に対しても、保護者と連絡を取り合い学校給食での対応にあたる。

<管理職>

- ・教職員の共通理解を図るために、食物アレルギー等対応マニュアルに基づき指導する。
- ・関係教職員と協議、決定し、教職員に周知する。

<教職員>

- ・対象児童等の実態を把握し、共通理解をしておく。
- ・保護者から食物アレルギー反応が出た場合の緊急措置方法等を聞いておき、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)【参考様式1号】を保管し、教職員間で確認しておく。
- ・学級担任が不在の場合、サポートに入る教員は、対象児童等のアレルギーの内容等を把握し、学級担任と同等の対応ができるようにする。

<学級担任>

- ・保護者からの申し出を関係教職員に伝え、共通理解を図るとともに、緊急時の体制を周知する。
- ・対象児童等の実態を把握し、養護教諭、栄養教諭との連携を図る。
- ・個別面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応を把握する。
- ・アレルギー用献立表で(給食に使用している)アレルギーを含む食品料理について確認を行う。
- ・給食配膳時には、誤食のないよう配慮する。
- ・他の児童等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
- ・食物アレルギーの症状が出現した場合の対応方法を確認する。

<養護教諭>

- ・個別面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。
- ・対象児童等の実態を把握し、学級担任、栄養教諭との連携を図る。
- ・食物アレルギーの症状が出現した場合の対応方法を確認する。
- ・主治医、学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
- ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)【参考様式1号】を3月中に進学先の小、中学校へ引き継ぐ。

<給食主任>

- ・対象児童等の実態を把握し、学級担任、栄養教諭、養護教諭との連携を図る。
- ・食物アレルギーの症状が出現した場合の対応方法を確認する。

<栄養教諭>

- ・個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応を把握する。
- ・対象児童等の実態を把握し、学級担任、養護教諭、給食主任との連携を図る。
- ・食物アレルギーを踏まえ、献立内容を工夫し献立作成を行う。また、誰が見てもわかりやすい献立表の作成や、除去食の調理等について調理員へ指示する。
- ・食物アレルギーを有する児童等や教職員が献立の内容を詳細に確認することができる資料を作成し学校へ配布する。

<給食センター所長(学校教育課)>

- ・給食センターの施設整備や業務委託者の人的配置、また、食物アレルギーを有する児童等を把握しその情報を関係者間で共有しながら、アレルギー対応について基本指針を示す。
- ・個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応を把握する。
- ・申請のあった個別のアレルギー対応除去食については、関係者と協議し実施の可否を決定し申請者に通知する。

<調理員・配送員>

- ・対象児童等の実態について理解し、除去食の内容を確認する。
- ・栄養教諭等の調理指示をもとに、除去する食品や作業動線図を確認した上で、作業工程表をチェックしながら、調理作業に当たる。
- ・アレルゲンの混入がないように調理し、氏名・除去食品内容等の表示を声に出しながら指差し確認を行い、誤配を防ぎ、確実に配膳担当者へ引き渡す。

<対象児童・生徒等の保護者>

- ・食物アレルギーの実態を認識させ、原因となる食品を食べないように指導する。
- ・児童等に栄養の偏りや不足が生じないように家庭での対応を心掛ける。
- ・食物アレルギーに関する個別調査票等とともに主治医と相談し、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用【参考様式1号】)等を医師に依頼し、速やかに学校へ提出する。
- ・アレルゲン、症状、対応等に変更が生じたときは、速やかに学校に報告する。
- ・子どもに学校で先生や友達にその内容が言えるように認識させる。

<対象児童・生徒等>

- ・配食分が自分のものであることをしっかり確認する。
- ・おかわりはしない。
- ・自分の食物アレルギーの状態を理解し、誤って喫食した場合やアレルギー症状が出現した場合には、すぐに近くにいる先生や友達に伝える。
- ・食べてはいけない食品は、絶対に食べない。
- ・困ったこと等がある場合は、保護者、学級担任に伝える。

Ⅲ 食物アレルギー対応給食実施基準

1 実施目的

市内での食物アレルギーを有する児童等は、平成30年6月1日の状況調査によると 総数1,892人の内、全体の約8%(151人)で、この中で原因物質が卵の割合は約34%(52人/151人中)、牛乳・乳成分の割合は約9%(13人/151人中)となっている。このことから、当面は卵と牛乳・乳成分を除去食として進め、それ以外の原因物質の調理や代替食は、調査研究を重ねて食物アレルギー疾患を有する児童等の安全を確保しつつ、対応給食の提供を目指す。

2 実施決定基準

基本的な実施基準として、以下のすべてに該当すること。

- ① 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断され、原因食品(アレルゲン)が特定されていること。
- ② 明らかな症状の既往
- ③ 家庭でも原因食品の除去を行うなど、医師の診断に基づいて食事療法を行っていること。
- ④ 症状が重篤で無く、給食センターでの調理対応が可能なこと。
 - ・毎年保護者と学校は面談をし、アレルギー症状の経過を踏まえた上で、除去食の中止、変更など翌年度以降の対応を協議する。
 - ・その他、事情がある場合は、保護者・学校で協議判断する。

- ・食物アレルギー対応給食は、「卵と牛乳・乳成分の除去食を実施する。」
- ・原則、新入学生については4月より食物アレルギー対応給食を開始する。
- ・乳糖不耐症等による飲用牛乳の停止については別途記載する。

3 原因となる食品（厚生労働省の品目）

規定	表示	特定原材料等の名称	理 由
省令 (8品目)	義務 付け	卵、乳、小麦、そば、えび、かに、 落花生(ピーナッツ)、くるみ	特に症例数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの
通知 (20品目)	推奨	あわび、いか、いくら、オレンジ、 キウイフルーツ、牛肉、さけ、さば、 大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ごま、カシューナッツ、アーモンド	症例数が少ないが、省令で定めるには今後の調整が必要である
		ゼラチン	牛乳・豚肉由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであり、牛乳・豚肉としての表示が必要であるが、独立項目を立て「ゼラチン」として表示を行う

4 食物アレルギー対応給食の内容について

対応となる食材一覧(当面は卵と牛乳・乳成分)

卵 対 応	食 材 例
卵を除去した料理を提供するもの	かきたま汁（鶏卵） かきあげ（鶏卵） 八宝菜（うずら卵） 等
卵成分を除去した料理を提供するもの	ハムサラダ（ハム） わかめスープ（すまき） 等
提供しない	パン（バターロール、スイートロール） 卵焼き、オムレツ フライ等の加工食品 デザート（プリン、ケーキ等） その他（ドレッシング、ふりかけ等）

牛乳・乳成分 対 応	食 材 例
牛乳・乳成分を除去し、乳・乳成分のない調味料で調味し、提供するもの	クリーム煮 クリームスパゲティ カレーライス
乳成分を除去した料理を提供するもの	杏仁フルーツ（冷凍杏仁豆腐）
提供しない	飲用牛乳 パン デザート（プリン・ケーキ等） チーズ ヨーグルト類

- ① 日常の献立を基本として、アレルゲンを含むものに対して除去食とする。また、その他の料理、食物アレルギー対応食の提供がない給食日は、通常の配食とする。
- ② 加工食品・調味料等については、詳細な原料配合表を給食センターから学校を通じて保護者へ提供する。
- ③ 卵及び牛乳・乳成分を含む加工食品等については、保護者が献立ごとに喫食の可能・不可能を判断することはできない。（医師の指示）
- ④ 対応食は、給食センターから専用バッグに入れて配送する。（但し各学校直接配送品は除く）
- ⑤ 以下の場合には、家庭から代替品を持参してもよい。
 - ・給食センターで除去食が作成できないとき
 - ・配食できない料理があるとき
 - ・コンタミネーション※が危惧されるとき

【用語解説】※ コンタミネーション(微量混入)とは、原材料には含まれていないが、食品の製造過程で機械や器具から偶発的にアレルゲンが混入してしまうこと。

5 調理について

- ① 当日の調理指示書に基づき、除去食の調理は、アレルギー調理室で行う。
- ② 調理器具は、献立別に分けて使用する。
- ③ 当日の除去食は、対象児童等の学校・学級・氏名・除去内容を個別容器に貼り、配送する。
- ④ コンタミネーションには十分注意し、調理作業工程を考える際には、混入の恐れがある箇所

をチェックし、衛生管理表・作業工程表に記入するが、施設内において微量に混入する恐れがあることを理解する。

6 配送回収について

- ① 個別容器は、通常の給食と完全に区分し専用バッグで学校へ配送する。
- ② 運転手・配送員は、専用バッグを配膳室で教職員に手渡しアレルギー除去食受け渡し記録にサインをもらう。
- ③ 給食センターへ返却された個別容器は、定められたシンクで洗浄し保管する。

7 学校での対応について

- ① 教職員は給食センターから配送された個別容器を、配膳室で管理する。
- ② 教職員が配膳室に個別容器を受け取りに行く。
- ③ 対象児童等は、個別容器のまま給食をとることを原則とする。おかわりはしない。
- ④ 対象児童等又は担任が配膳室に個別容器を返却する。
- ⑤ 担任が不在の場合は、補充に入る教員と連絡調整を密にしておく。
- ⑥ 緊急時は学校内で連絡を取り対応する。
- ⑦ 喫食前には必ず担任と対象児童等が再確認をおこなう。
- ⑧ 喫食後の個別容器・専用バッグを、通常の食器等と区分して給食センターへ返却する。

8 配食時の留意事項について

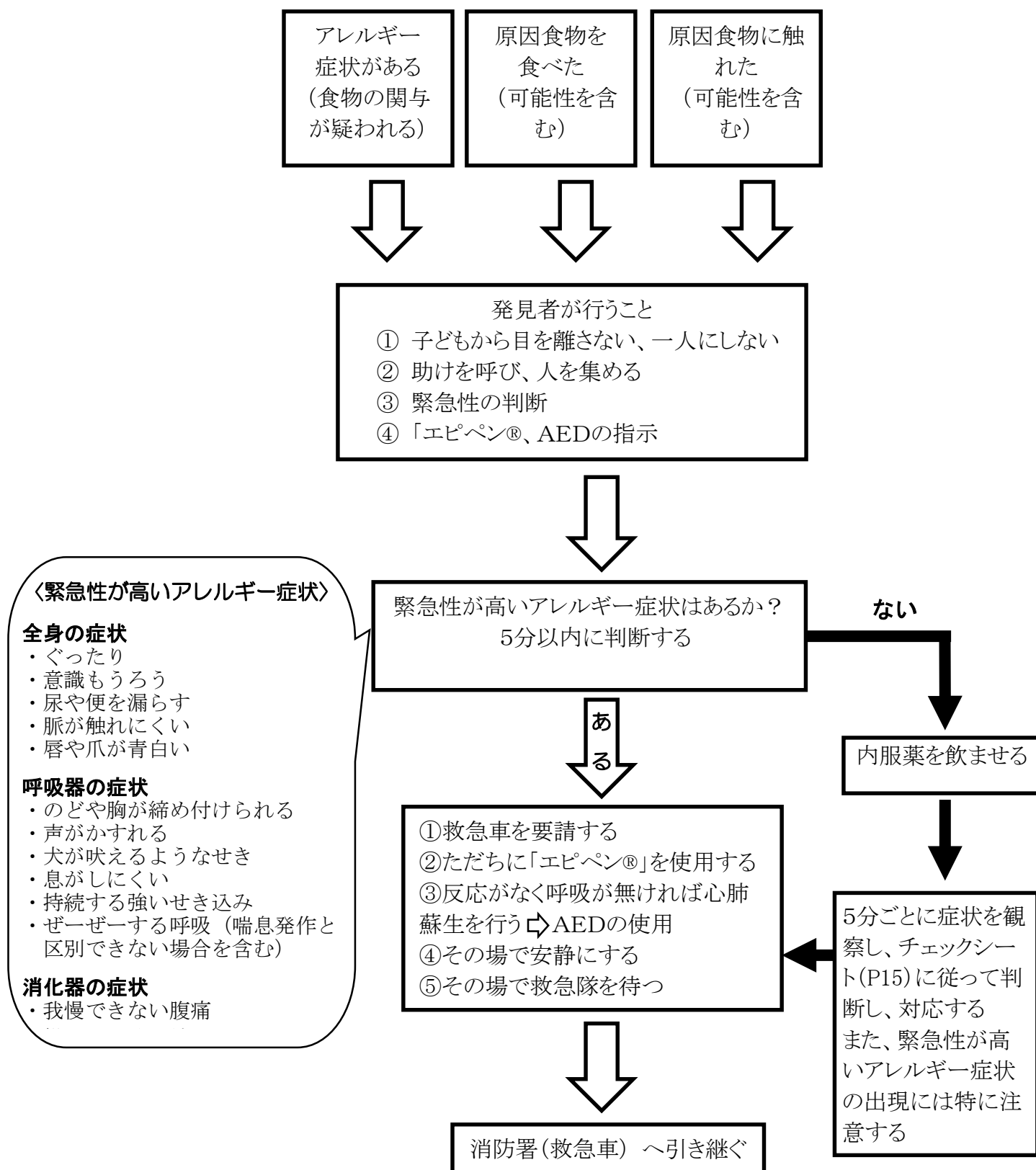
- ① 食物アレルギー対応給食（卵、牛乳・乳成分）の対象児童・生徒（以下「対象児童・生徒」という。）が属するクラスについて、クラス全体の給食がない場合は問題ないが、クラスの一部の児童・生徒が給食を止める場合はその中に対象児童・生徒が含まれているかどうかの確認が必要である。

- ② 学校への注意喚起

対象児童・生徒用の除去食用食器には「氏名ラベル」を貼付する。また、配食しない料理が入った該当クラスの食缶・ビニール袋には、対象児童・生徒の数量が減になっていることがわかるようにラベルを貼付する。

	食物アレルギー対応給食		ラベル例	
	卵の除去食	牛乳・乳成分の除去食	卵の除去食	牛乳・乳成分の除去食
対象児童・生徒用食器	氏名ラベル 黄色 献立名	氏名ラベル 水色 献立名	〇〇小学校 1年1組 大内 太郎 かきたま汁	〇〇小学校 1年い組 白鳥 花子 白菜のクリーム煮
該当クラスの食缶 ※対象児童・生徒の数を除く	ラベル 黄色 (減にした対象児童・生徒名と献立名)	ラベル 水色 (減にした対象児童・生徒名と献立名)	〇〇小学校 1年1組 大内 太郎 卵焼き 卵除去食対象者の数は減になっています。	〇〇小学校 1年い組 白鳥 花子 ミルクプリン 乳除去食対象者の数は減になっています。

9 食物アレルギーによる緊急時の対応について



「アレルギー緊急時対応マニュアル」

事業主・制作:香川県小児科医会

協賛:香川県医師会、日本小児科学会香川地方会 より

症 状 チェ ッ ク シ ー ト

症状は急激に変化することがあるため、注意深く観察する。

観察開始時刻(時 分)以降 5分ごとに症状チェック			
2回目以降の観察時間を記載 (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:)			
	軽 度	中 等 度	重 度
皮膚の症状	☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個のじんま疹 ☐ 部分的な赤み	☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がるじんま疹 ☐ 全身が真っ赤	☐ 激しい全身のかゆみ ☐ 全身が真っ赤 ☐ 全身にじんま疹
粘膜の症状	☐ 目のかゆみ、充血 ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ ☐ くしゃみ・鼻水・鼻づまり	☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	
呼吸器の症状		☐ 数回の軽いせき	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸
消化器の症状	☐ 軽いお腹の痛み ☐ 吐き気	☐ 中等度のお腹の痛み ☐ 1～2回のおう吐 ☐ 1～2回の下痢	☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み ☐ おう吐を繰り返す
全身の症状			☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便を漏らす ☐ 脈が触れにくいまたは不規則 ☐ 唇や爪が青白い

ひとつでも
あてはまる
場合

ひとつでも
あてはまる
場合

ひとつでも
あてはまる
場合

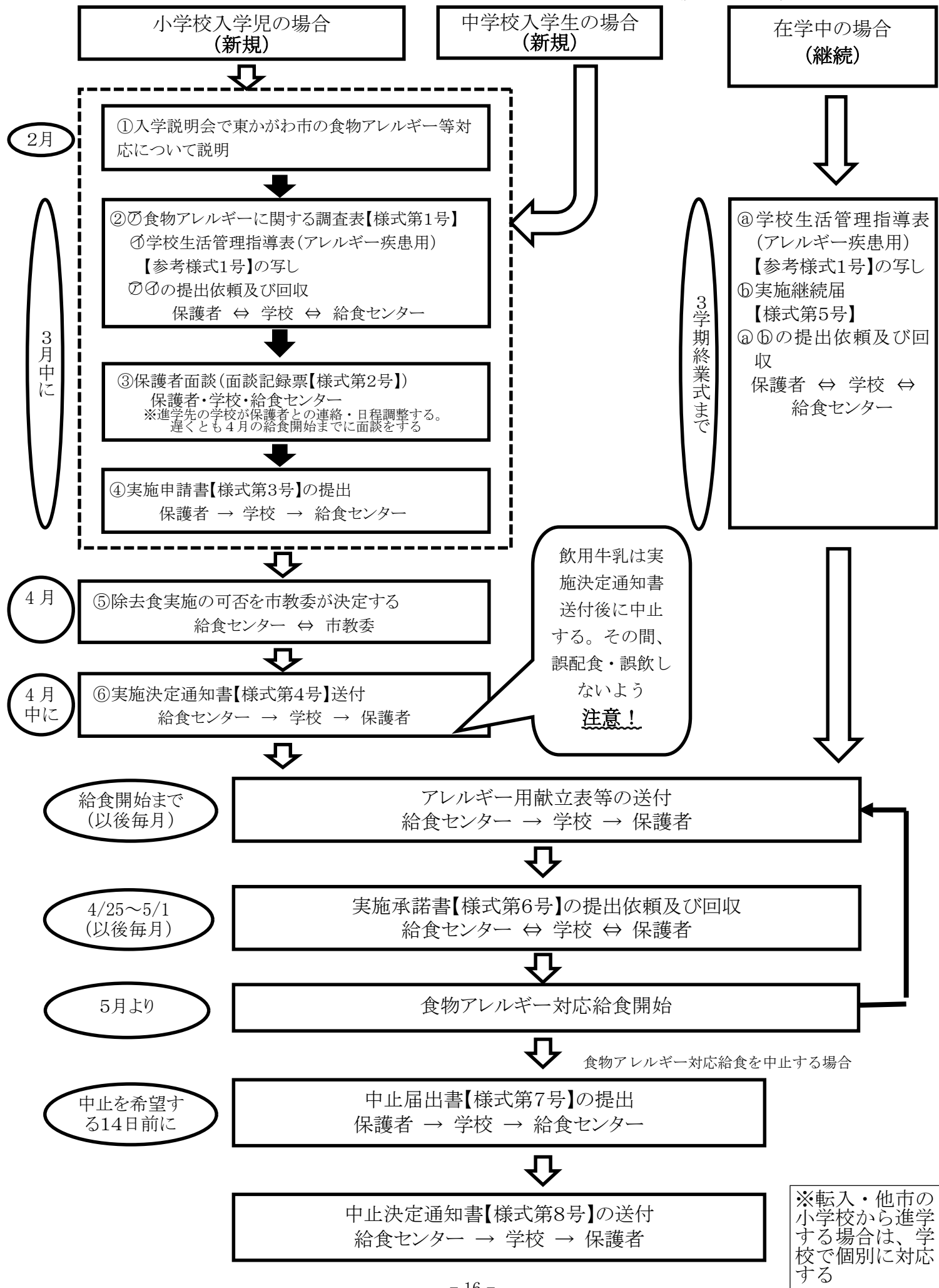
対 応	☐ 抗ヒスタミン薬内服 (:) ☐ ステロイド内服可 ☐ 保健室で1時間観察 ☐ 1時間以内に症状の改善が見られなければ医療機関を受診	☐ 「エピペン®」を準備 ☐ 抗ヒスタミン薬・ステロイド内服(:) ☐ 咳がある場合、気管支拡張薬内服・吸入 (:) ☐ 速やかに医療機関を受診(救急車要請可)	☐ ただちにエピペン®を使用(:) (実施者) ☐ 救急車を要請 ☐ ショック体位・その場で安静 ☐ 可能なら抗ヒスタミン薬・ステロイド内服(:)
-----	--	---	---

反応呼吸なし

☐心肺蘇生・AED
 (:)

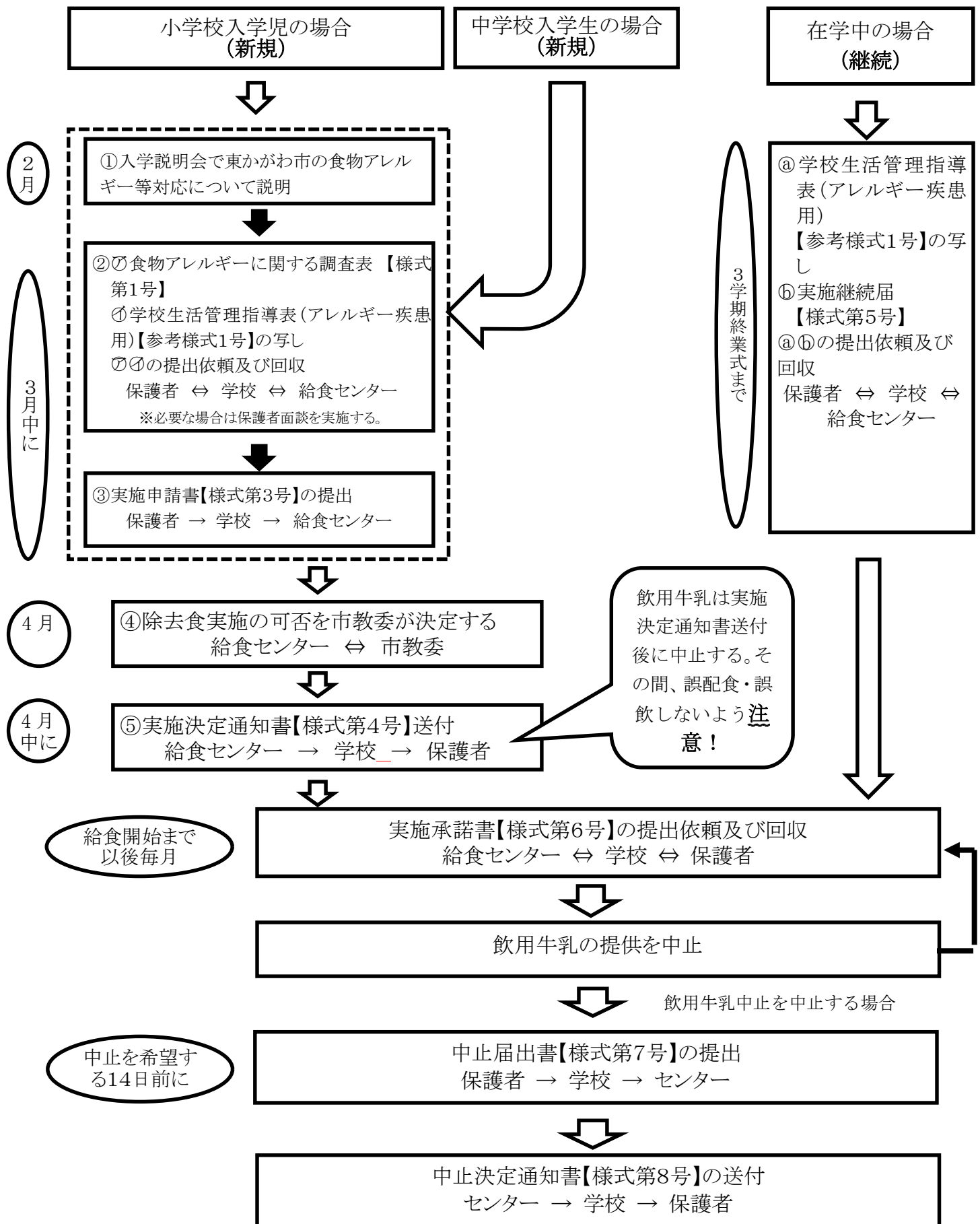
10 食物アレルギー対応給食開始までの主な流れ（卵及び牛乳・乳成分）

※市内就学前施設・小学校から小中学校への進学の場合は新規の扱いとなる。



1 1 食物アレルギーによる飲用牛乳のみ中止までの主な流れ

※市内就学前施設・小学校から小中学校への進学の場合は新規の扱いとなる。



※1 転入・他市の小学校から進学する場合は、学校で個別に対応する。

※2 飲用牛乳のみ中止後、追加して牛乳・乳成分を除去する場合は、「食物アレルギー対応給食開始までの主な流れ（卵及び牛乳・乳成分）」の新規扱いとする。

Ⅳ 様 式 集（食物アレルギー対応給食）

※ 食物アレルギー対応給食を実施している市内小学校 6 年生の保護者には、進学により新規扱いとなるため、その申請書等の書類を、給食センターから学校を通じて保護者へ送付します。提出先は進学先へ提出してください。

また、継続の児童・生徒の保護者には、実施継続届等の書類を給食センターから学校を通じて保護者へ送付します。提出先は在学先へ提出してください。

卵 及 び 牛 乳 ・ 乳 成 分

様式 番号	様式集	必要書類（卵及び牛乳・乳成分）		
		小中学校入学の場合 （新規）	在学中で 継続 する場 合	在学中で 中止 する場 合
1	食物アレルギーに関する調査表	3 月中		
参考 様式 1	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	3 月中	3 学期終業式まで	
2	面談記録票	3 月中		
3	実施申請書	3 月中		
4	実施決定通知書	申請後 14 日以内		
5	実施継続届		3 学期終業式まで	
6	実施承諾書	アレルギー対応給食実施日まで。以後毎月	給食開始まで 以後毎月	
7	中止届出書			希望日の 14 日前までに
8	中止決定通知書			中止決定時に送付

飲用牛乳のみ

様式 番号	様式集	必要書類（飲用牛乳）		
		小中学校入学の場合 （新規）	在学中で 継続 する場 合	在学中で 中止 する場 合
1	食物アレルギー等に関する調査表	3 月中		
参考 様式 1	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	3 月中	3 学期終業式まで	
2	面談記録表			
3	実施申請書	入園・入学日		
4	実施決定通知書	申請後 14 日以内		
5	実施継続届		3 学期終業式まで	
6	実施承諾書	飲用牛乳中止開始まで。以後毎月	給食開始まで 以後毎月	
7	中止届出書			希望日の 14 日前までに
8	中止決定通知書			中止決定時に送付

運用に関する注意事項（共通）

※転入・他市の小学校から進学する場合は個別に対応する。

※市内就学前施設・小学校から小中学校への進学の場合は新規の扱いとなる。

食物アレルギーに関する調査表

(進学の場合は進学先学校名、学年のみ記入)

年 月 日

学校名 _____

(フリガナ)

学年・ 組 _____

氏 名 _____ (男・女)

保護者氏名 _____

電話番号 ()

緊急連絡先 ()

1 医師から食事制限や食物除去の指示を受けている方

① 食物アレルギーと診断されていますか。

☐ はい → ②へすすむ☐ いいえ → 以下の記入はありません。別紙「乳糖不耐症等飲用牛乳停止実施基準」をご参照ください。

② 原因食品摂取後にでる症状について記入してください。

食 品 名	症 状
	☐ 不明 ☐ ある (症状:)
	☐ 不明 ☐ ある (症状:)
	☐ 不明 ☐ ある (症状:)

③ 食後の運動・体調・天候によって症状が誘発されることがありますか。

☐ はい☐ いいえ

④ 現在アレルギー等に関して医師の診察と指導を受けていますか。

☐ はい (最新の受診年月 年 月) ☐ いいえ

「はい」の方は、かかっている病院名・医師名・指導内容・薬を使っている場合はご記入ください。

病院名・医師名	指導内容	アレルギー症状等に対応する薬の名前
病院名 医師名 電話番号 ()		エピペン所持 (有・無)

⑤ 家庭では、どのような対応をしていますか。

☐ 医師の指導のもと除去食をしている。 ☐ 独自で除去食をしている。 ☐ 特にしていない。

2 学校給食での除去食対応を希望しますか。 (「はい」と答えた方は、希望する除去食等の内容を選んで○をつけてください。(複数回答可))

☐ はい☐ いいえ

選択欄	除 去 食 等 の 内 容
	卵の除去食を希望する。
	牛乳・乳成分の除去食を希望する。
	飲用牛乳のみ中止する。

3 学校・給食センターに連絡しておきたいことがあれば記入してください。

記入欄

4 添付書類

食物アレルギー対応給食を希望する場合は「学校生活管理指導表」(参考様式1号)の写しを提出してください。

5 乳糖不耐症等による飲用牛乳中止の場合は、別紙「乳糖不耐症等飲用牛乳停止実施基準」を参照してください。

確認印	学 校		給食センター 所長		栄養教諭	
-----	-----	--	--------------	--	------	--

面 談 記 録 票

面 談 日	年 月 日 ()	対 象 者	学校・園 年 組		
保護者名	※保護者が記入してください 電話番号 () 緊急連絡先 ()	面 談 者	学校 給食センター ()	管理職 養護教諭	担任 その他

東かがわ市給食センター
() 学校

1 アレルギーを起こす原因食物、程度及び症状等について

食 物 名	アレルギーを起こす量	加熱の有無	症 状 等	家庭での対応	診 断 の 根 拠
卵	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 卵黄 () 卵白 () まで食べられる。	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他 []	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳・喘鳴など呼吸器症状 ☐ アナフィラキシー ☐ その他 ・症状確認時期 年 月 頃 ☐ エピペンの所持 ☐ アレルギー治療薬の所持	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他 []	☐ 明らかな症状の既往 ☐ 食物負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体等検査結果陽性 ☐ 未実施
牛乳・乳成分	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 () まで食べられる。	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他 []	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳・喘鳴など呼吸器症状 ☐ アナフィラキシー ☐ その他 ・症状確認時期 年 月 頃 ☐ エピペンの所持 ☐ アレルギー治療薬の所持	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他 []	☐ 明らかな症状の既往 ☐ 食物負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体等検査結果陽性 ☐ 未実施
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 () まで食べられる。	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他 []	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳・喘鳴など呼吸器症状 ☐ アナフィラキシー ☐ その他 ・症状確認時期 年 月 頃 ☐ エピペンの所持 ☐ アレルギー治療薬の所持	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他 []	☐ 明らかな症状の既往 ☐ 食物負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体等検査結果陽性 ☐ 未実施

※学校生活管理指導表

☐ 学校へ提出している	☐ 今後、提出する
------------------------------------	----------------------------------

2 過去のアレルギー発症情報

- ・運動でアレルギー症状を誘発したことが (無・有)
有の場合 回数[] 症状[]
- ・アナフィラキシーの発症による救急搬送 (無・有)
有の場合 回数[] 症状[]

3 (保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校)での対応

4 家庭での対応

- ・皮膚接触時の反応 (無・有)
- ・家庭へのアレルゲンの持ち込み (有・無)
- ・調理時 調理器具・食器の共用 (有・無)
調理した部屋でのせき込み等がないか (無・有)
- ・外食は可能か (可・不可)

5 給食での対応等

1 給食で提供する除去食について

- ①食器具 (共用 ・ 個人専用のものを家庭で準備)
- ②除去食以外の給食の調理 (調理器具は他の料理と共用でよい・アレルゲンに使用しない専用のもので調理が必要)
- ③食べ方 **専用食器のまま、移し替えをせず食べる。おかわりはしない。**
- ④量等 **学年相当の量を計量して盛り付けています。**

2 給食の内容確認の方法 **毎日の確認は、子どもと保護者が毎朝、家庭で確実に実施してください。**

- ①アレルギー用献立表 (要・不要)
 - ②加工食品等の成分の詳細が確認できる資料 (要・不要)
 - ③毎月の確認 保護者が (アレルギー献立表・もりつけ表) である。
- ※除去食実施の場合、給食センターより承諾書が毎月送付されます。返信をお願いします。

3 代替食の持参 (する ・ しない) 保管場所 ()

4 給食時の活動

- ①座席 ()
- ②準備・配膳 ()
- ③片付け ()
- ④歯磨き ()

5 その他

東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食実施申請書

年 月 日

東かがわ市教育委員会 殿

保護者氏名 _____ 印

次のとおり東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食の実施を申請します。

(ふりがな) 児 童 ・ 生 徒 氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名	学校 年 組 (進学の場合は進学先学校名と学年)				
住 所	東かがわ市			電話	
緊急時 連絡先				電話	
				電話	
かかりつけの病院・医師名				電話	

該当する項目に ☒チェックしてください。

1. 食物アレルギーの原因食品

☐卵 ☐牛乳・乳成分 ☐飲用牛乳

2. 食物アレルギー対応除去食を希望する場合、申請内容を確認のうえ、該当項目に○印をつけてください。(複数選択可)

項 目	申 請 内 容	備 考
	卵除去食の提供	
	牛乳・乳成分除去食の提供	飲用牛乳の他、乳成分全ての除去
	飲用牛乳のみ中止	乳成分は提供する
	アレルギー用献立表の提供	
	加工食品等の成分が確認できる資料の提供	

東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食実施決定通知書

第 号
年 月 日

様

東かがわ市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食の実施について、次のとおり決定したので通知します。

実 施 対 象 児 童 又 は 生 徒	学 校 名	学校 年 組
	氏 名	
除 去 食 開 始 月	年 月 から	
除 去 品 目		卵
		牛乳・乳成分
		飲用牛乳のみ

※ 毎月、アレルギー用献立表等を確認し、アレルギー対応除去食実施承諾書を提出してください。なお、「アレルギー用献立表」及び「加工食品等の成分が確認できる資料」は、毎月給食センターから学校を通じて配布します。

東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食実施継続届

年 月 日

東かがわ市教育委員会 殿

保護者氏名 _____ 印

次のとおり東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食の翌年度実施を現行のとおりに継続していただきたくお願いします。

(ふりがな) 児童・生徒 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名	学校 年 組				
住 所	東かがわ市			電話	
緊急時 連絡先				電話	
				電話	
かかりつけの病院・医師名				電話	

継続する項目に○印をつけてください。

項目	継 続 内 容	備 考
	卵除去食の提供	
	牛乳・乳成分除去食の提供	飲用牛乳の他、乳成分全ての除去
	飲用牛乳のみ中止	乳成分は提供する

※ 食物アレルギー対応除去食を希望する場合は、「学校生活管理指導表」(参考様式1号)の写しの添付が必要です。

東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食実施承諾書

年 月 日

東かがわ市教育委員会 殿

保護者氏名 _____ ㊞

児童・生徒名 _____
(学校 年 組)

月分アレルギー対応除去食は、アレルギー用献立表のとおりとすることについて承諾します。

承諾する項目に○印をつけてください。

項目	承 諾 内 容	備 考
	卵除去食の提供	
	牛乳・乳成分除去食の提供	飲用牛乳の他、乳成分全ての除去
	飲用牛乳のみ中止	乳成分は提供する

※変更又は注意点がありましたらご記入ください。
(弁当持参を希望する日がありましたらご記入ください。)

月 日までに東かがわ市給食センターに返送してください。

東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食中止届出書

年 月 日

東かがわ市教育委員会 殿

保護者氏名 _____ 印

下記のとおり東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食の実施を中止していただきたくお願い
します。

(ふりがな) 児 童 ・ 生 徒 氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名	学校 年 組				
住 所	東かがわ市			電話	
緊急時 連絡先				電話	
				電話	
かかりつけの病院・医師名				電話	

中止する希望日を記入してください。(希望日は提出日から14日以降の日を記入してください。)

中止希望日	年 月 日から
-------	---------

中止する項目に○印をつけてください

項目	中 止 内 容	備 考
	卵除去食の提供	
	牛乳・乳成分除去食の提供	飲用牛乳の他、乳成分全ての除去
	飲用牛乳のみ提供	乳成分は提供する

上記の児童・生徒について、アレルギー対応除去食の中止が可能です。

病院・医院名

医師名

印

東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食中止決定通知書

第 号
年 月 日

様

東かがわ市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった東かがわ市学校給食アレルギー対応除去食中止届
について、次のとおり決定したので通知します。

対 象 児 童 又 は 生 徒	学 校 名	学校 年 組
	氏 名	
中 止 決 定 日	年 月 日から	
中 止 品 目		卵除去食の提供
		牛乳・乳成分除去食の提供
		飲用牛乳のみ提供

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日		学校 _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
※この生活指導管理表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。			
アナフィラキシー （あり） 食物アレルギー		病型・治療 食物アレルギー-病型(食物アレルギー-ありの場合のみ記載) A 除食 1. 即時型 2. 口腔アレルギー-症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B アナフィラキシー-病型(アナフィラキシー-の既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 () C 原因食物・除去根拠 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーナッツ 6. 甲殻類 7. 果の実類 8. 果実類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他 1 12. その他 2 D 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬：抗ヒスタミン薬 ()、ステロイド薬 () 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3. その他 ()	
食物アレルギー （なし）		病型・治療 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 E-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 3. その他 E-2 長期管理薬(内服) 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 2. その他 E-3 長期管理薬(注射) 1. 生物学的製剤 F 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 薬剤名 () 投与量/回 (/) 2. ベータ刺激薬内服 薬剤名 () 投与量/回 (/)	
学校生活上の留意点 A 給食 1. 管理不要 2. 要管理 B 食物・食料を扱う授業・運動 1. 管理不要 2. 要管理 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 要管理 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 要管理 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なものは、給食対応が困難となる場合があります。 ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理について 鶏卵：卵黄カルシウム 牛乳：乳脂・乳清・乳清成分カルシウム 小麦：糖質・脂・たんぱく質 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 果類：かつおぶし・いりこだし・果糖 肉類：エキス F その他の配慮・管理事項(自由記述)		【緊急時連絡先】 保健室 電話： _____ 主治医 医師機関名： _____ 電話： _____ 緊急時の管理事項 有症時： _____ アレルギ-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
学校生活上の留意点 A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 要管理 B 動物との接触やホリ等の飼育環境での活動 1. 管理不要 2. 要管理 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 要管理 D その他の配慮・管理事項(自由記述)		【緊急時連絡先】 保健室 電話： _____ 主治医 医師機関名： _____ 電話： _____ 緊急時の管理事項 有症時： _____ アレルギ-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
【緊急時連絡先】 保健室 電話： _____ 主治医 医師機関名： _____ 電話： _____ 緊急時の管理事項 有症時： _____ アレルギ-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成		【緊急時連絡先】 保健室 電話： _____ 主治医 医師機関名： _____ 電話： _____ 緊急時の管理事項 有症時： _____ アレルギ-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 (男・女) 年 月 日生 年 組 番 学校 提出日 年 月 日

アトピー性皮膚炎		病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
() あり・なし	アトピー性皮膚炎	A 重症度の目安(厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面積にかかわらず、程度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、丘疹、びらん、浸潤、蓄膿化などを伴う病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、蓄膿化などを伴う病変	A フール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 要管理	西暦 年 月 日
		B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック」) 3. 保湿剤 4. その他 ()	B 動物との接触 1. 管理不要 2. 要管理	医師名
		B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ()	C 免洗後 1. 管理不要 2. 要管理	医療機関名
		B-3 注射薬 1. 生物学的製剤	D その他の配慮・管理事項(自由記述)	
アレルギー性結膜炎		病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
() あり・なし	アレルギー性結膜炎	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()	A フール指導 1. 管理不要 2. 要管理	西暦 年 月 日
		B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()	B 屋外活動 1. 管理不要 2. 要管理	医師名
			C その他の配慮・管理事項(自由記述)	医療機関名
アレルギー性鼻炎		病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
() あり・なし	アレルギー性鼻炎	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期：春、夏、秋、冬	A 屋外活動 1. 管理不要 2. 要管理	西暦 年 月 日
		B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()	B その他の配慮・管理事項(自由記述)	医師名
				医療機関名

学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
アドレナリン自己注射薬「エピペン®」が処方されている場合、その所持について、消防署へ情報提供することに同意します。

保護者氏名

V 乳糖不耐症等による飲用牛乳中止実施基準

1 実施目的

牛乳の乳糖不耐症等（内臓疾患その他の病気）については、免疫学的しくみを介さない現象（食物アレルギーではない）のため、食物アレルギー対応給食とは別に対応することとし、飲用牛乳のみ中止する。

2 実施決定基準

基本的な実施基準として、以下のすべてに該当すること。

① 医師の診察・検査により、乳糖不耐症等と診断されていること。

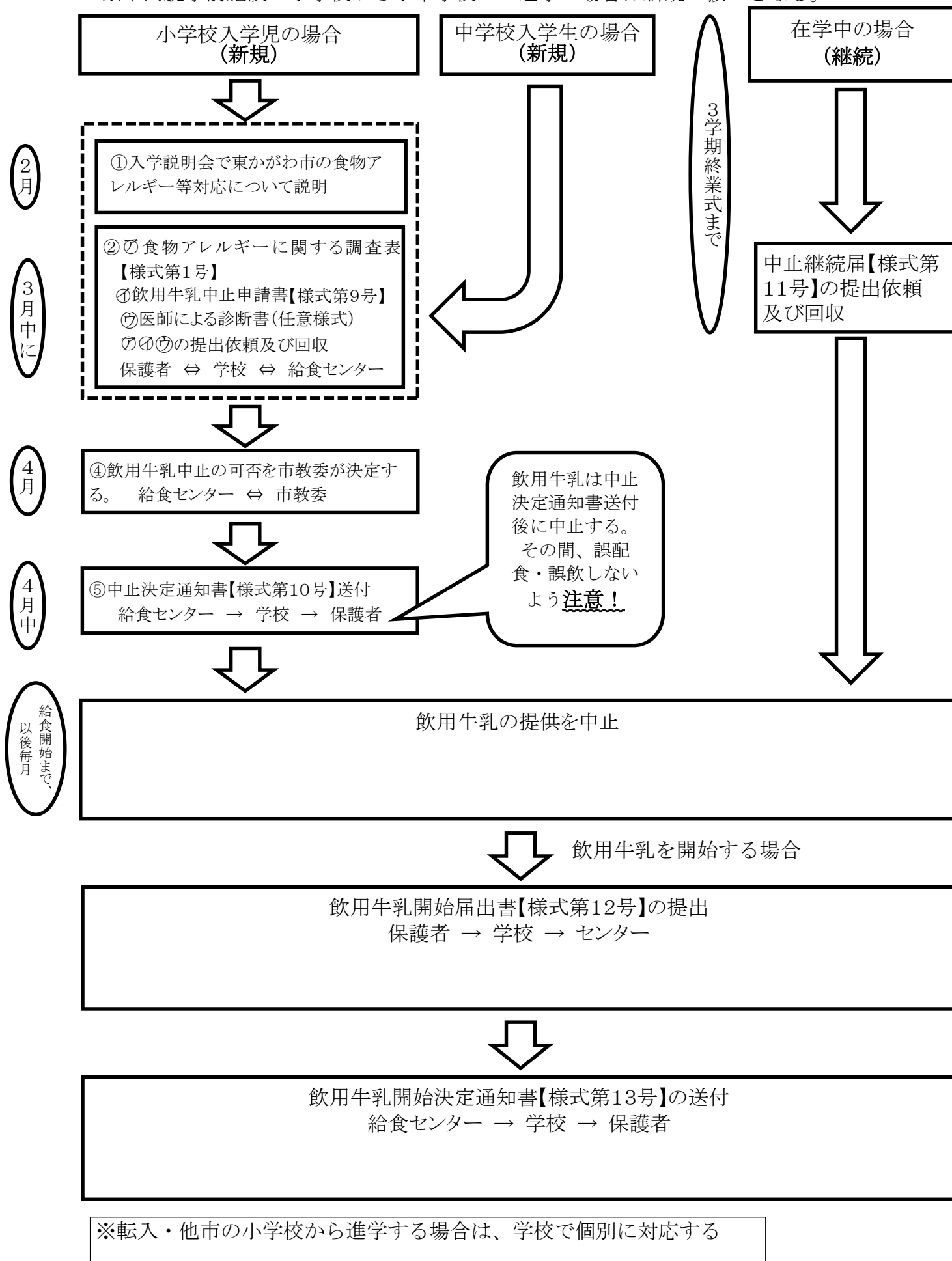
※ 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」はアレルギー用の様式のため使用しないこと。アレルギー疾患ではない乳糖不耐症等（内臓疾患その他の病気）の場合は、任意の診断書を提出すること。

② 明らかな症状の既往

※この基準は、平成31年度以降新規申請より適用する。

3 乳糖不耐症等による飲用牛乳中止までの主な流れ

※市内就学前施設・小学校から小中学校への進学の場合は新規の扱いとなる。



VI 様 式 集（乳糖不耐症等）

飲用牛乳のみ

様式 番号	様式集	必要書類（飲用牛乳）		
		小中学校入学の場合 （新規）	在学中で 継続 する 場合	在学中で 中止 する 場合
1	食物アレルギーに関する調査表	3 月中		
9	乳糖不耐症等による飲用牛乳中止申請書	3 月中		
任意 様式	医師による診断書	3 月中（様式第 9 号に添付）		
10	中止決定通知書	申請後 14 日以内に送付		
11	中止継続届		3 学期終業式まで	
12	開始届出書			飲用牛乳開始希望日 14 日前までに
13	開始決定通知書			飲用牛乳開始決定 時に送付

運用に関する注意事項

- ※転入・他市の小学校から進学する場合は個別に対応する。
- ※市内就学前施設・小学校から小中学校への進学の場合は新規の扱いとなる。

乳糖不耐症等による飲用牛乳中止申請書

年 月 日

東かがわ市教育委員会 殿

保護者氏名 印

次のとおり飲用牛乳の中止を申請します。

(ふりがな) 児 童 ・ 生 徒 氏 名			性別	男 ・ 女	生年月日	年	月	日 (歳)
学 校 名		学校 年 組 (進学の場合は進学先学校名と学年)						
住 所	東かがわ市					電話		
緊急時 連絡先						電話		
						電話		
かかりつけの病院・医師名						電話		

該当する項目に ☒ チェックしてください。

1. 給食対応の対象となる疾患の種別

☐乳糖不耐症 ☐その他 ()

2. 現われる症状

☐皮膚症状（赤み・かゆみ・腫れ・違和感等）

☐消化器症状（腹痛・嘔吐・下痢等）

☐呼吸器症状（呼吸困難・咳込み等）

☐全身症状（血圧低下・意識消失等）

☐その他（ ）

3. 申請内容を確認のうえ、該当項目に○印をつけてください。

項 目	申 請 内 容	備 考
	飲用牛乳のみ中止	乳成分は提供する
	アレルギー用献立表の提供	
	加工食品等の成分が確認できる資料の提供	

※ 乳糖不耐症等による飲用牛乳中止を希望する場合は、医師による診断書（任意様式）の添付が必要です。

乳糖不耐症等による飲用牛乳中止決定通知書

第 号
年 月 日

様

東かがわ市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった飲用牛乳中止について、次のとおり決定したので通知します。

対 象 児 童 又 は 生 徒	学 校 名	学校 年 組
	氏 名	
中 止 決 定 日	年 月 日 から	
除 去 品 目	飲用牛乳のみ	

※ 「アレルギー用献立表」及び「加工食品等の成分が確認できる資料」の提供を申請された方は、毎月給食センターから学校を通じて配布します。

乳糖不耐症等による飲用牛乳中止継続届

年 月 日

東かがわ市教育委員会 殿

保護者氏名 _____ 印

次のとおり飲用牛乳中止の翌年度実施を現行のとおりに継続していただきたくお願いします。

(ふりがな) 児 童 ・ 生 徒 氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名	学校 年 組				
住 所	東かがわ市			電話	
緊急時 連絡先				電話	
				電話	
かかりつけの病院・医師名				電話	

継続する項目に○印をつけてください。

項目	継 続 内 容	備 考
	飲用牛乳のみ中止	乳成分は提供する

飲用牛乳開始届出書

年 月 日

東かがわ市教育委員会 殿

保護者氏名 _____ 印

下記のとおり飲用牛乳の提供を開始していただきたくお願いします。

(ふりがな) 児 童 ・ 生 徒 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名	学校 年 組				

開始希望日を記入してください。(希望日は提出日から 14 日以降の日を記入してください。)

開始希望日	年 月 日から
-------	---------

開始する項目に○印をつけてください。

項目	中 止 内 容	備 考
	飲用牛乳のみ提供	乳成分は提供する

※ この届出は、遅くとも開始希望日 14 日前（土日祝日及び休校日除く。）までに、保護者から学校を経由して給食センターへ届くようにお願いします。

飲用牛乳開始決定通知書

第 号
年 月 日

様

東かがわ市教育委員会 印

年 月 日付けで提出のあった飲用牛乳開始の届出について、次のとおり決定したので通知します。

対 象 児 童 又 は 生 徒	学 校 名	学校 年 組
	氏 名	
開 始 決 定 日	年 月 日から	
開 始 品 目	飲用牛乳のみ	